



想定外の高額請求!

暮らしのレスキューサービスのトラブルに注意

具体的な事例

トイレが詰まったので、インターネットで検索し「修理〇百円」と記載のある業者に依頼した。ポンプのようなもので作業したが改善せず、追加の作業が必要だと次々と提案され、さらに「通常50万円だが半額にする」と言われ、仕方なく作業を了承し、支払った。気になって、後日他の業者に聞いたら、ありえないほど高額だと言われた。

アドバイス

広告に表示された料金で作業できるとは限りません。広告の料金をうのみにせず、依頼する際は、その料金での作業内容や追加料金が発生しないかなどを確認しましょう。

想定していないほど高額な料金の作業を提案された場合は、作業を断るようになりましょう。また、請求額や作業内容に納得できないときは、後日納得した金額で支払う意思があることを示しつつ、その場での支払いはきっぱり断りましょう。

地域の工務店などの、安心して依頼できる事業者の情報を日頃から集めておきましょう。

広告表示額と請求額が大きく異なる場合など、クリーニング・オフできる可能性もあります。困ったときや悩んだときは消費生活センターにご相談ください。

問合せ先

●射水市消費生活センター(生活安全課内)

月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後4時

☎52-7974

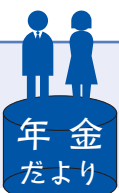
●富山県消費生活センター高岡支所

(高岡市御旅屋町101番地 御旅屋セリオ5F)

月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時

☎25-2777

●消費者ホットライン ☎188



年金
日より

将来の生活設計について考えませんか

11月30日(いいみらい)は年金の日です。

「ねんきんネット」を利用し、ご自身の年金記録や年金見込額が確認できます。詳しくは、日本年金機構ホームページでご覧になれます。

11月上旬に、控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。(ご家族の分も含む。)その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

令和8年1月1日から9月30日に国民年金保険料を納付された方に対し、日本年金機構本部から、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。

年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

なお、令和8年10月1日～12月31日に、今年初めて保険料を納付された方へは、令和9年2月上旬に送付されます。

控除証明書は、再発行ができます。基礎年金番号がわかるものをお手元に準備し、問合せ先へご連絡く

ださい。1週間程度でご自宅へ再送付します。

また、マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、電子データにて受け取ることができます。

保険料を納め始めた時期	控除証明書の発送時期
令和8年1月1日～9月30日	令和8年11月上旬
令和8年10月1日～12月31日	令和9年2月上旬

問合せ先

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004
050から始まる電話でおかけになる場合は、
☎03-6630-2525

お急ぎの場合は、高岡年金事務所へご連絡ください。
高岡年金事務所 ☎21-4180(音声案内は②→②番)